

平成 30 年 5 月 17 日

株式会社 くるなび
代表取締役 藤本 和陽 殿

適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝

申入書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている認定 NPO 法人です。また、消費者契約法第 13 条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

当機構に対し、貴社の車輛買取契約約款について情報提供がありました。この提供情報を踏まえ、当機構では下記のとおり申入れを行います。

つきましては、本申入れに対する貴社の文書による御回答を 2018 年 6 月 18 日（月）までに当機構にお送りください。

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴社のご回答の有無・内容等を当機構のホームページ等に公表します。また、当機構は消費者契約法第 23 条 4 項に基づき、申入れの内容と結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第 39 条に則り公表を行う場合があります。

記

I 申入れの趣旨

- 1 貴社の車輛買取契約約款の第 5 条第 1 項について、事前の通知・催告なしに解除できるとしていることについて、改めることを求めます。
- 2 貴社の車輛買取契約約款の第 5 条第 1 項の解除理由①の第 2 条②に反する事実について、民法の瑕疵担保責任と同様に売買契約の目的を達成できないほどに重大な場合に限定することを求めます。
- 3 貴社の車輛買取契約約款の第 6 条第 2 項について、削除を求めます。
- 4 貴社の車輛買取契約約款の第 5 条第 1 項の解除理由①の第 2 条④に反する事実について除外するよう求めます。

II 申入れの理由

1 貴社の車輛買取契約約款の第5条第1項によると、「次のいずれかの場合、買主は、売主に対する事前の通知・催告なしに、ただちにこの売買契約を解除することができます。」とし、無催告解除ができるものとしています。

しかし、民法において無催告解除は、履行不能や瑕疵の程度が売買契約の目的を達成できないほどに重大であるような場合などに限り認められています。

したがって、そのような場面でない場合にまで無催告解除を認める本規定は、売主である消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものであり、消費者の利益を一方的に害するものですから、消費者契約法第10条に反して無効です。

よって、貴社の車輛買取契約約款の第5条第1項について、無催告解除が出来る場合を履行不能や瑕疵の程度が売買契約の目的を達成できないほどに重大であるような場合などに限定するよう、規定の修正を求めます。

2 貴社の車輛買取契約約款の第5条第1項の解除事由①は、「第2条①、②または④の事項のいずれかに反する事実が判明したとき。」としており、この第2条②については、「本車輛の事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外色の塗り替え。エンジンチェックランプ等の警告灯点灯の有無及び、走行距離について売主が申告した表面の記載が真実で、その内容に間違いがないこと。」としています。

しかし、第2条②に反する場合というのは、「隠れたる瑕疵」にあたるものの例示と言えます。そして、第2条②に反する場合でも瑕疵の程度が売買契約の目的を達成できないほどに重大である場合とは限りません。

したがって、第2条②に反する場合に解除が出来るとする本規定は、民法の瑕疵担保責任規定と比べても、解除をできる事由が幅広くなっており、売主である消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものであり、消費者の利益を一方的に害するものですから、消費者契約法第10条に反し無効です。

よって、貴社の車輛買取契約約款の第5条第1項の解除理由①の第2条②に反する事実について、民法の瑕疵担保責任と同様に売買契約の目的を達成できないほどに重大な場合に限定することを求めます。

3 貴社の車輛買取契約約款の第6条第2項は、「第2条②に反して、事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外色の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯点灯や走行距離の相違がオークション会場などで判明した場合、買主はそれにより減額される相当額を契約金額から差し引いた金額で再契約をするもしくは車輛の返却をすることができるものとする。」としています。

しかし、民法の瑕疵担保責任では、損害賠償請求もしくは（瑕疵の程度が売買契約の目的を達成できないほどに重大であるような場合に限り）解除が認められています。そのため、売主と合意すれば別論、売主との合意なしに、買主が一方的に金額を減額して再契約することは、民法上、出来ません。

したがって、第2条②に反することが判明した場合に減額して再契約をするこ

とが出来るとする本規定は、売主としての消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものであり、消費者の利益を一方的に害するものですから、消費者契約法第10条に反し無効です。

よって、貴社の車輛買取契約約款の第6条第2項について、削除を求めます。

なお、車輛を返却する場合においては、消費者契約法第9条第1号の規定により、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項は、その超える部分について無効であることを申し添えます。

4 貴社の車輛買取契約約款の第5条第1項の解除事由①は、「第2条①、②または④の事項のいずれかに反する事実が判明したとき。」としており、この第2条④については、「売主が未成年の場合、親権者の同意があること」としています。

しかし、民法は、親権者の同意のない未成年者の法律行為について、未成年者ないし親権者の取消を認めているだけで、その相手方の取消や解除を認めるものではありません。

したがって、第2条④に反する場合に解除が出来るとする本規定は、売主としての消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものであり、消費者の利益を一方的に害するものですから、消費者契約法第10条に反し無効です。

よって、貴社の車輛買取契約約款の第5条第1項の解除理由①より第2条④に反する事実について除外するよう求めます。

以上

<本件に関する問合せ>
〒102-0085 東京都千代田区六番町15
主婦会館プラザエフ6階 (担当：五藤・磯辺)
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077